

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和7年度立山砂防歴史的砂防施設保存活用計画検討業務
業 務 概 要	本業務は、平成29年度に重要文化財に指定された「常願寺川砂防施設」を対象に、重要文化財砂防施設としての適正な保存・維持・活用に向けた過年度の検討成果の取り纏めを行い、文部科学省（文化庁）や富山県等を想定した関係機関との協議資料を作成するなどし、「常願寺川砂防施設保存活用計画（案）」の策定を完了させるものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 立山砂防事務所長 石田 孝司 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂6 1 番地
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 業 者 名	（一財）砂防フロンティア整備推進機構
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区平河町2－7－4 砂防会館 別館
契 約 金 額	3 6 , 5 8 6 , 0 0 0 円（税込み）
予 定 価 格	3 6 , 5 8 6 , 0 0 0 円（税込み）
随意契約によることとした理由	本業務は、平成29年度に重要文化財に指定された「常願寺川砂防施設」を対象に、重要文化財砂防施設としての適正な保存・維持・活用に向けた過年度の検討成果の取り纏めを行い、文部科学省（文化庁）や富山県等を想定した関係機関との協議資料を作成するなどし、「常願寺川砂防施設保存活用計画（案）」の策定を完了させるものである。 本業務は、関係省庁や自治体を跨いだ協議が必要であり、検討にあたっては高度な技術力や専門的知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式により選定することとし、「事務所建設コンサルタント業務等選定委員会」において、技術提案書を審査した結果、上記相手方が最適であると特定された。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記相手と随意契約を締結するものである。
業 務 場 所	立山砂防事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	令和 7 年 4 月 2 日
履 行 期 間（至）	令和 8 年 3 月 1 9 日
備 考	